

分類	施設名	再配置方策	実施期間			
			短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060	
学校教育施設	小学校・中学校	36 三芳東中学校	⇒	⇒	■ ↑	
		37 藤久保中学校	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	55 藤久保第1区集会所	⇒	⇒	■ ↑	
		56 藤久保第1区第2集会所	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	58 藤久保第3区集会所	⇒	⇒	■ ↑	
		60 藤久保第3区第2集会所	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	61 藤久保第4区集会所	⇒	■ ↑	⇒	
		63 藤久保第4区第3集会所	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	62 藤久保第4区第2集会所	⇒	■ ↑	⇒	
		64 藤久保第4区第4集会所	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	66 藤久保第5区第2集会所	⇒	⇒	■ ↑	
		67 藤久保第5区第3集会所	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	69 竹間沢第1区集会所	⇒	■ ↑	⇒	
		71 竹間沢第1区第3集会所	⇒	■ ↑		
機能の維持を図る施設	文化社会教育施設	文化会館	1 文化会館	⇒	⇒	⇒
	歴史施設	歴史施設	7-1 歴史民俗資料館	⇒	⇒	⇒
			7-2 旧池上家住宅	⇒	⇒	⇒
	体育施設	体育施設	9 総合体育館	⇒	⇒	⇒
			10 弓道場	⇒	⇒	■
	保健福祉施設	福祉施設	14 精神障害者小規模地域生活支援センター	⇒	⇒	■
		保育所	17 第三保育所	⇒	⇒	⇒
		みどり学園	18 みどり学園	⇒	⇒	■
	都市・上下水道施設	都市・上下水道施設	38 浄水場	—	—	—
			39 下水道第一中継ポンプ場	—	—	—
	行政施設・その他	庁舎・出張所	40 本庁舎	⇒	⇒	■
	コミュニティ施設	集会所	57 藤久保第2区集会所	⇒	⇒	■
			65 藤久保第5区集会所	⇒	■	⇒
			68 藤久保第6区集会所	⇒	■	⇒
72 みよし台第1区集会所			⇒	■	⇒	

第6章 概算長期保全計画の概要

1. 概算長期保全計画の趣旨

長期的な視点から、公共施設の修繕・更新に「いつ頃、どの程度の費用が必要になるか」を概算として把握し、必要となる予算の見通しを立てることで、計画的な修繕・更新を実施していくため、概算長期保全計画を作成します。

2. 耐用年数の考え方

本計画では、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）における考え方等を参考に、建物躯体や部位部材の物理的耐用年数を基本に構造種別の「耐用年数の目安」を下記の通り設定します。

また、「法定耐用年数」※を迎える段階で、社会情勢や施設の使用状況、機能面での不具合の有無、他の施設との機能連携による効果等をかんがみ、具体的な「適正化方策」の実施内容・実施時期を検討するものとし、必要性が認められる場合には、「耐用年数の目安」よりも早い段階で「適正化方策」を実施できるものとしします。

ただし、複合化・統合等の他施設との関係の中で「適正化方策」の実施時期を検討する必要がある施設については、「法定耐用年数」以前や「耐用年数の目安」以後に「適正化方策」を実施する場合があります。なお、「耐用年数の目安」を超えて使用する必要がある場合には、躯体等の調査とともに十分な補修を行い、安全性を確保するものとしします。

※法定耐用年数とは、固定資産税の減価償却費を算出するために税法で定められた年数であり、例えば RC 造、SRC 造の事務所用のものであれば 50 年、住宅用のものであれば 47 年とされています。

表：構造種別の耐用年数

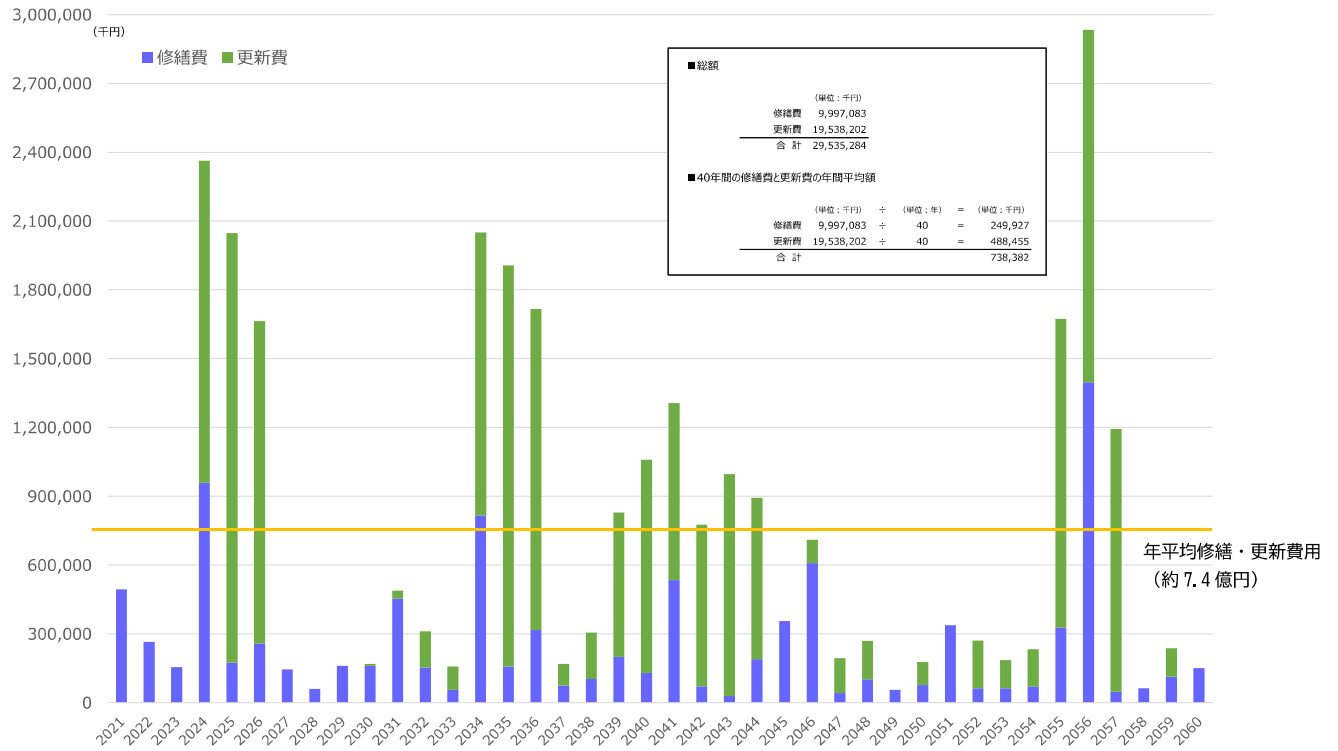
耐用年数	耐用年数の目安
構造種別 ・ RC (鉄筋コンクリート) ・ SRC (鉄骨鉄筋コンクリート) ・ S (重量鉄骨)	60 年間とする
・ S (軽量鉄骨) ・ W (木造)	50 年間とする
・ トイレ (RC)	60 年間とする
・ トイレ (CB, S)	50 年間とする
・ トイレ (既製品)	40 年間とする

3. 概算長期保全計画の概要

「一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）」の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」（平成 28（2016）年 1 月）等を参考に、用途別の更新費単価、修繕単価、主な部位別の修繕周期を設定し、長期的な修繕及び更新費用を求めました。

本計画における適正化方策を実施した場合、今後 40 年間で、累計約 295 億円（修繕費 100 億円、更新費 195 億円）、年平均で 7.4 億円（修繕費約 2.5 億円、更新費約 4.9 億円）のコストが見込まれます。

【概算長期保全計画における修繕・更新費用】



※廃止済み施設、企業会計施設は、除いて算出している。

4. 点検・修繕等の実施の考え方

今後の公共施設の維持・管理については、建物に問題が起きてから対処する「事後保全」ではなく、概算長期保全計画に基づいて、未然に修繕を行う「予防保全」を修繕の基本とします。

そのため、建築基準法で義務付けられた法定点検に加え、建物・設備等の現状を定期的に把握し、損傷箇所及び老朽度合いを確認できるように、施設管理者を主な主体とする自主点検のための体制・仕組みの充実を進めます。

また、修繕については、屋根・外壁等の各部位で想定される更新周期を基本として、計画的に修繕を行うものとします。なお、大規模修繕を効率的に実施するために、同一施設内で修繕時期が近い対象部位がある場合には、できる限りまとめて工事を行う方針とします。

修繕の優先度に関しては次の順位で考えます。

第1「躯体に関するもの」:

屋根、外壁、躯体、その他躯体の健全性に関するもの

第2「建物の機能に関するもの」:

受変電設備等電気設備、空調、給排水等機械設備、その他運用上不可欠なもの

第3「建物の利用に関するもの」:

床、壁、天井等内部、その他美観や使いやすさに関するもの

第7章 適正化方策の効果検証

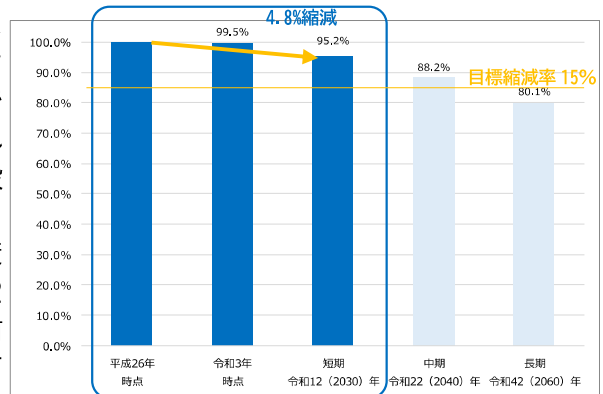
1. 目標に対する適正化方策の効果検証

1-1. 延床面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 447 ㎡の延床面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10年間で約 3,968 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 4.8%縮減されることになります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後40年間で最大約 17,752 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 19.9%縮減されることになり、目標として掲げている 15%の縮減の達成が見込まれます。

【適正化方策による延床面積の縮減効果】



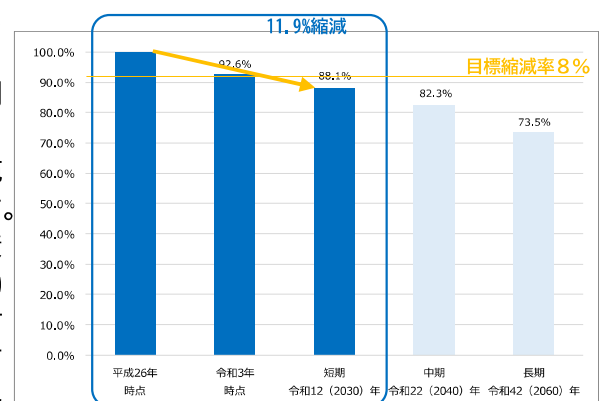
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
延床面積 (㎡)	446.88	4,414.63	10,778.97	18,199.10
延床面積 (%)	0.5	4.8	11.8	19.9

1-2. 敷地面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 19,641 ㎡の敷地面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10年間で約 11,739 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の敷地面積が約 11.9%縮減されることになります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後40年間で最大約 50,440 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 26.5%縮減されることになり、目標として掲げている 8%の縮減の達成が見込まれます。その一方で、敷地に関しては、別の用途での活用可能性等も検討することが求められます。

【適正化方策による敷地面積の縮減効果】



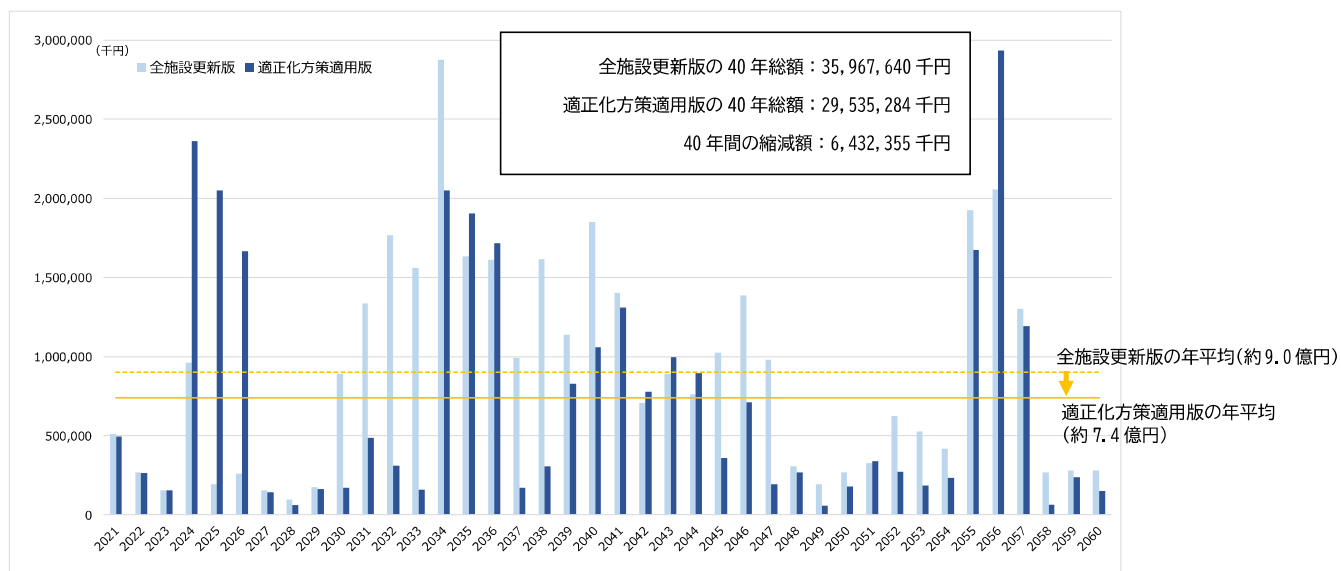
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
敷地面積 (㎡)	19,641.43	31,380.14	46,921.49	70,081.43
敷地面積 (%)	7.4	11.9	17.7	26.5

2. 対策費用の縮減効果

2-1. 公共施設の適正化による修繕・更新費用の縮減効果

令和3（2021）年3月末時点で町が保有している公共施設全てを、従来通り更新した場合、今後40年間の修繕・更新費用は、約360億円になると推計されます。一方で、本計画で示した適正化方策を実施した場合、今後40年間の修繕・更新費用は約295億円になると推計され、約64億円の縮減効果が期待できます。

【適正化方策による修繕・更新費の縮減効果】



※廃止済み施設、企業会計施設は、除いて算出している。

全施設更新版：現在保有する全ての公共施設を、p68に示す「耐用年数の目安」を迎えた時点で、同規模の施設に建替えると想定した場合の修繕・更新費の試算
 適正化方策適用版：分野別計画で示した適正化方策を実施した場合の修繕・更新費の試算

2-2. 公有地の活用

適正化方策実施後の土地については、売却や貸付等による活用可能性を検討します。特に市街化区域内の敷地や規模の大きい敷地は活用の可能性が見込めます。

これまでも、第二保育所や清掃工場の敷地は貸付を行っています。特に清掃工場については、有償での貸付を行うことを予定しています。

7 三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針

三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針

令和5年2月20日

三芳町教育委員会

I 基本方針策定にあたって

近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることを背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。国では、公立小中学校の設置者である市町村に対し、地域の実情に応じ、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討していくことを求めています。

三芳町においても、人口減少及び少子化等の将来的な見通しや三芳町の教育理念、国・埼玉県・三芳町が目指す児童生徒像、学校施設の老朽化等を踏まえ、限りある財源の中で望ましい学校教育環境を整備することなどへの対応が必要となってきています。

このような状況の中、三芳町立小中学校の適正規模適正配置の基本的な考え方を検討する外部委員会として、令和4年5月、学識経験者をはじめ、教育関係者、保護者等により構成する「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置し、適正規模と適正配置の観点からよりよい教育環境の整備に向けた検討を開始しました。本委員会においては、保護者や児童生徒等へのアンケートについても実施し、令和4年12月、「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会報告書」が提出されました。

三芳町教育委員会は、この報告書の提出を受け、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するという観点から、今後の三芳町立小中学校の適正な規模及び配置の基本となる方針として、検討の基準となる規模及び配置に係る事項を以下のとおり定めることとします。

なお、本方針については、教育制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

II 三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針

1 基本的な考え

三芳町教育委員会では、三芳町の教育における基本理念である「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育～生きる力をはぐくみ ぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～」の実現をはじめ、三芳町 GIGA スクール構想に示される「個別最適な学び」や「協働的な学び」により、児童生徒のよさや可能性を伸ばし、資質・能力の育成を進めています。

学校が小規模化していくことにより、きめ細やかな指導や人間関係が深まりやすく、様々な活動機会が設定しやすくなるというよさがある一方、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる、学校行事や体育、音楽等の集団活動に制約が生じる等の課題があります。また、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなる等の課題もあります。中学校においては、学級数の減少により、全ての教科で専門の免許を有する常勤の教員が配置できない事態も想定されます。これらより、三芳町の特色ある教育をより一層推進し、実現を図るためには、一定の学校規模が必要と考えます。

また、適正な配置については、学校再編等における通学路の設定や新たな学校の設置において児童生徒の安全面と心身の過度な負担とならないことを前提とした通学方法を検討することが望ましいと考えます。

以上を踏まえ、下記を適正規模適正配置の条件とします。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 多様な人間関係を育むため、適正な学級集団の規模であること② 一定の教職員数が確保でき、経験年数や専門性等、バランスのとれた教員集団であること③ 中学校は全ての教科で専門の免許を有する教員数が確保できる規模であること④ 登下校において、児童生徒の心身に過度な負担にならない配置であること |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ⑧ 三芳町小中学校適正規模適正配置報告書
(三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会答申)

三芳町立小中学校適正規模適正配置報告書

令和4年12月

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会

～目 次～

はじめに	1
I 検討委員会の目的	2
II 三芳町小中学校の現状	3
1 学校規模とその推移	
2 学校規模と学力・体力・生徒指導上の課題等との相関	
3 学校施設	
III 望ましい教育環境	5
1 三芳町が目指す教育環境	
2 アンケート結果から見る望ましい教育環境	
IV 三芳町における望ましい適正規模適正配置	8
1 三芳町における望ましい学校適正規模適正配置の条件	
2 三芳町における望ましい適正規模	
3 三芳町における望ましい適正配置	
4 配慮事項	
V まとめ	9
《巻末資料》 1 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会要綱	
2 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員名簿	
3 検討経緯	
《別冊資料》 1 学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について	
2 三芳町児童生徒数等の推移	
3 適正規模適正配置に関する法令等	
4 三芳町公共施設マネジメント基本計画(令和3年3月)小中学校抜粋版	

はじめに

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会は、学識経験者、行政経験者、地域住民、保護者、学校関係者の立場が異なる9名の委員で構成し、令和4年5月に設置されました。

本委員会では、児童生徒数の減少が進む中であっても、三芳町の子どもたちにとってよりよい教育環境の充実が図られるよう、三芳町の小中学校の現状を把握し、課題を認識することからスタートし、望ましい学校規模の在り方について議論を深めてきました。

このほど、5回の会議を終え、委員の様々な意見を集約し報告書としてとりまとめました。

今後、三芳町教育委員会において、三芳町小中学校適正規模適正配置に関する基本的な方針が新たに策定されることとなりますが、その検討にあたっては、この報告書が十分参酌されることを切に望みます。また、第2期三芳町教育振興基本計画の基本理念「豊かな知性と感性を育む三芳教育」の実現に向け、学校や保護者、地域住民などから広く理解と協力を得ながら、さらなる検討を進めるよう期待します。

令和4年12月

三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会
会長 佐藤 和秀

I 検討委員会の目的

全国的に少子化が進む中、多くの小・中学校は、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいます。本町においても、児童生徒数は、小学校で昭和57年度4,131人、中学校で昭和61年度2,123人をピークに減少に転じています。令和4年現在の児童生徒数は、小学校1,925人・中学校1,005人で、ピーク時より50%以上減少しております。今後も、更なる児童生徒数の減少が予想され、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題の顕在化が懸念されています。このため、学校の小規模化によって生じる課題を解消し、より良い教育環境を整え、教育の質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

また、町内小中学校の校舎や体育館等の学校施設は、そのほとんどが昭和50年代前後に建設され、これまで耐震改修工事等に取り組んできましたが、今後は施設の安全と機能の維持に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

このような状況の中、望ましい学校教育環境を整備し、三芳町立小中学校の適正規模適正配置について検討するため、「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置しました。

Ⅱ 三芳町小中学校の現状

1 学校規模とその推移

令和4年5月1日現在の小学校児童数は1,925人、中学校生徒数は1,005人、合計で2,930人です。児童生徒数のピーク時と現在とを比較すると、小学校においては2,206人(53.4%)、中学校においては1,118人(52.7%)減少しています。

今後もこの減少傾向は続く見込みであり、令和10年度には、小学校において1,484人、中学校において923人になる試算をしております。

令和4年度の各校の規模を比較すると、小学校では藤久保小学校(通常学級数21)の701人から、上富小学校の94人(通常学級数6)まで、中学校では三芳東中学校の372人(通常学級数11)から、藤久保中学校の269人(通常学級数7)までの様々な規模の学校があります。中学校では人数に大きな開きはありませんが、小学校においては児童数の最多校と最少校を比べると、約7.5倍の開きが生じております。

2 学校規模と学力・体力・生徒指導上の課題等との相関

本委員会では、学校規模が学校教育にどのような影響を与えているか、「全国学力・学習状況調査の正答率(学力)」、「新体力テストの記録(体力)」、「いじめ認知件数、不登校児童生徒出現率(豊かな心)」をもとに、1学年あたりの学級数、1学級あたりの児童生徒数との相関関係について研究を進めました。

結果、本町において、1学年あたりの学級数や1学年あたりの児童生徒数と、学力や体力、豊かな心との間に明らかな相関関係があるとは認められませんでした。

3 学校施設

(1)小中学校の建物状態等

多くの施設が建設から40年以上が経過しており、特に三芳小学校、藤久保小学校、上富小学校、三芳中学校の4校は建設から50年以上が経過しています。藤久保中学校を除く7校は、旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行い、平成19年から平成25年にかけて耐震改修を行いました。また、令和2年度に「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(文部科学省)」に基づき、町内学校施設の劣化状況調査を実施しております。

(2)学校施設の予算

平成29年度から令和3年度までの、1校当たりの施設関連の年間経費(光熱水費、通信費、手数料、委託料、修繕料、工事費、リース料)の平均は約2,650万円でした。また、各校に配置している会計年度任用職員1校当たりの年間人件費(校長、教員、養護教諭、事務職員等の県費負担教職員は除く)は小学校約730万円、中学校約910万円となります。

また、公共施設マネジメント基本計画における概算長期保全計画における試算では、町の公共施設全てを従来通り更新した場合、今後40年間の修繕・更新費用は約360億円と推計されますが、小中学校を含めた統廃合、複合化等の適正化方策を実施した場合の公共施設全体では約295億円になると推計され、約64億円の縮減効果が期待できます。そのうち、小中学校の統廃合による縮減効果は、約41億5千万円となります。

(3)施設面から見る適正化の方向性と方策

三芳町公共施設基本マネジメント計画(令和3年3月)では、今後の学校施設の機能確保の方向性として、子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境を確保できるよう、少子化による児童数や生徒数の減少や各地区の人口バランス、施設の老朽化を踏まえて統廃合を検討するとしています。また、統廃合を進めるにあたっては、他施設との複合化や、小中連携校等についても検討するとしています。

また、今後の運営の方向性について、義務教育の提供の場として直営による運営を継続することや、空き教室や稼働率の低い特別教室の、地域住民による別用途での活用等による有効活用を進めること、中学校の部活動等への民間活力の導入を進め、教員への負担軽減を図ることが記されています。

適正化方策として、各校とも予防保全的な修繕対応を図る等の手立てを講じるとともに、適切な規模を確保するため、今後、各小中学校の統合や複合化も検討するとされています。

Ⅲ 望ましい教育環境

1 三芳町が目指す教育環境

(1) 学校規模による教育上の課題

児童生徒数の減少に伴い、今後、本町においても学校が小規模化していきます。学校の小規模化は、学習面において、児童生徒一人一人にきめ細かな指導や活動機会の設定がしやすいよさがあります。一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる、学校行事や体育、音楽等の集団活動に制約が生じる等の課題があります。また、中学校では、学級数の減少により、全ての教科で常勤の教員の配置ができず、非常勤講師を配置しなければならない状況となります。

生活面においては、学年間の縦の交流が生まれやすい、児童生徒相互の人間関係が深まりやすいというよさがある一方、クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなる等の課題があります。また、学級の男女比に極端な偏りが生じている場合もあります。

さらに、中学校では生徒数の減少に伴い、生徒が入部したい部活動の成立に課題が生じます。

(2) 「三芳町 GIGA スクール構想」より

三芳町では、これからの変化の激しい予測困難な社会を子どもたちが主体的に生きるために、一人一人の知性を高め、心身共に健康で感性豊かな心と創造性を育み、志を持って自らの未来を切り拓く力を育成することが大切であると考えています。三芳町の子どもたちを誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」により、よさや可能性を伸ばし、資質・能力を育成するため「三芳町 GIGA スクール構想」の取組を推進しています。

「三芳町 GIGA スクール構想」では、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせることを通して、授業における学びの深化、個別学習における学びの転換、そして協働学習による学びの転換を進めているところです。

現在、各学校とも ICT をツールとして効果的に活用することができるようになり、学習における様々な諸課題が解決されてきました。今後、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、多様な他者と協働し、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」も大切にすることで、子どもたちに質の高い学校教育の実現をさらに進めていく必要があると考えています。

2 アンケート結果から見る望ましい教育環境

本委員会は、町立小中学校に在籍する児童生徒、保護者、教職員、学校運営協議会委員を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに分析、検討を行うことで、学校の適正規模、適正配置に関する意識を把握しました。

(1)アンケート実施の概要

①対象者とその回答率

対象者	対象者数	回答者数	回答率
町内小中学校全学年児童生徒 保護者	約 2,450名	1,473名	約60%
町内在住小中学校学校運営協 議会委員	約 60名	33名	約55%
町内小中学校県費負担教職員	約 180名	125名	約69%
町内小学校3学年児童	約 280名	277名	約99%
町内小学校6学年児童	約 350名	321名	約92%
町内中学校3学年生徒	約 350名	302名	約86%

②調査実施時期 令和4年7月15日(金)～8月7日(日)

③調査方法 Google Formsを活用したオンライン回答

④アンケート内容

ア 教職員、小中学校保護者、学校運営協議会委員

(基本情報)

設問1 学校における教育環境について

設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について

設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について

設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について

設問5 ご意見について(自由記述)

イ 児童生徒

(基本情報)

設問1 学校のクラス数・クラスの人数について

設問2 通学時間について

(2)アンケート結果の概要

設問1 学校における教育環境について

小学校、中学校ともに「教職員の人数や指導方法などの環境」が大事であるという回答が総じて多く、次いで、「安全・安心な生活ができる学校・学級の環境」、「社会性や協調性を育む環境」、「児童生徒の意見交換など関わりが多く、切磋琢磨しあえる環境」「学校の児童生徒数や1学年あたりの学級数、1学級あたりの人数による環境」を望んでいる回答が多いことがわかりました。

設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について

学級数については、小学校は全体の77%が2～3学級、中学校は全体の85%が3～4学級、また、学級人数については、小学校は全体の77%が21人～30人、中学校は全体の86%が21人～35人に回答が集中していたことがわかりました。保護者や運営協議会委員に比べると、教職員は少ない人数が適切であるという回答が多いこともわかりました。

児童生徒については、在籍する学校の学級数、学級人数が適切であると考えていることがわかりました。

設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について

「クラス替えなどを通じた人間関係に変化を持たせることが難しくなる」、「教員数が少なくなることによるチームティーチングや、習熟度別学習が難しくなる」「多様な見方や考え方に触れる機会が少なくなる」、「役割や負担が大きくなる」、「行事の盛り上がり欠ける」、「部活動の選択の幅に影響がある」「体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる」というような影響について、「そう思う」、「やや思う」という回答が全ての対象者で多いことがわかりました。

一方で、施設教具が利用しやすくなる、教師の目が行き届きやすくなるという回答も多いことがわかりました。

設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について

小学校全体の95%、中学校全体の82%は3km以内、小学校全体の95%、中学校全体の90%は30分以内までの回答が多数を占めていることがわかりました。

また、教職員や運営協議会委員に比べ、保護者はより短い時間や距離を求める回答が多いこともわかりました。

児童生徒の多くについては、現在の通学時間が適切であると考えていることがわかりました。

IV 三芳町における望ましい適正規模適正配置

I～Ⅲにおける研究、調査を踏まえ、三芳町における適正規模適正配置については以下の条件等が望ましいという考えに至りました。

1 三芳町における望ましい適正規模適正配置の条件

- ①多様な人間関係を育むため、適正な学級集団の規模であること
- ②一定の教職員数が確保でき、経験年数や専門性等、バランスのとれた教員集団であること
- ③中学校は全ての教科で専門の免許を有する教員数が確保できる規模であること
- ④登下校において、児童生徒の心身に過度な負担にならない配置であること

2 三芳町における望ましい適正規模(特別支援学級を除く)

- ①小学校 1学級あたり21人～30人 12学級～18学級
- ②中学校 1学級あたり26人～35人 12学級～15学級

3 三芳町における望ましい適正配置

- ①小学校の通学距離 おおむね 3km程度
- ②中学校の通学距離 おおむね 4km程度

4 配慮事項

- ①多様な人間関係を育み、児童生徒のよりよい教育活動を展開するために、望ましい適正規模に適合するよう検討をする必要がある。
- ②望ましい適正配置における通学距離を超える場合は、児童生徒の心身への負担を軽減し、安全に通学できる方法を検討する必要がある。

V まとめ

本委員会では、三芳町小中学校の適正規模適正配置を考える上で、小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移を把握することから研究を始めました。令和4年5月から12月までに5回の会議を開催し、その過程において、三芳町の教育について多くのことを知ることができました。

望ましい適正規模、適正配置については、様々な価値観によって異なる考え方があるものと理解しており、この度、報告書としてまとめたことが全てではないと認識しています。

適正規模、適正配置の研究は、子どもたちにとって最善の教育を提供することが最大の目的です。今後においても、本報告書を基に、将来的な見通しについて、住民や教職員と合意形成を図りながら引き続き検討を行うとともに、節目においてその方策と効果について十分な検証のもと取り組まれることを期待します。

三芳町の子どもたちが充実した学校生活を送り、確かな学力と自立する力を育成するとともに、豊かな心と健やかな体を育むことのできる教育環境が整うことを切に願います。

《巻末資料》

1 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会要綱

(目的)

第1条 望ましい学校教育環境を整備し、三芳町立小学校及び三芳町立中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模適正配置について検討するため、三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三芳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 小中学校の適正規模適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政経験者
- (3) 地域住民代表
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者代表
- (6) 前各号に規定する者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、必要がある場合出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員名簿

No.	氏名	備考
1	山田 晋治	学識経験者
2	佐藤 和秀	学識経験者(会長)
3	横山 通夫	行政経験者
4	上島 三介	地域住民代表(副会長)
5	鈴木 信之	地域住民代表
6	多胡 晴子	保護者代表
7	前島 健一	保護者代表
8	佐藤 千代美	学校関係者代表
9	渋谷 勝	学校関係者代表

3 検討経緯

研究経緯

回	期日	協議事項
1	令和4年5月20日(金)	①適正規模適正配置検討委員会の役割について ②三芳教育について ③三芳町公共施設マネジメント計画について ④小中学校の現在の状況について
2	令和4年7月8日(金)	①公共施設について ②学校規模に関するアンケート調査について ③三芳町の学校規模による教育上の課題について
3	令和4年8月26日(金)	①学校規模に関するアンケート結果について ②学校の適正規模について
4	令和4年10月21日(金)	①三芳町適正規模適正配置について ②適正規模に関する報告書(案)について
5	令和4年12月16日(金)	①報告書について

※本ページの全ページはp.37となります。

2 町立小中学校の適正規模

学校では、教科等の知識や技能を習得できる環境を提供することはもちろん、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

三芳町の子どもたちを誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」により、よさや可能性を伸ばし、資質・能力を育成するための望ましい教育環境という観点から、以下のとおり学級数の基準を定めます。

① 小学校

多様な考え方に触れるとともに、新たな人間関係を築くため、クラス替えが可能である1学年2学級以上

② 中学校

小学校と同様にクラス替えが可能であるとともに、全ての教科で専門の教員数を確保できる、全学年で12学級以上

3 町立小中学校の適正配置

新たな通学路の設定や学校の配置に当たっては、児童生徒の安全面を第一に、心身の過度な負担とならないことを考慮し、以下の通学距離を三芳町における適正配置の基準とします。

① 小学校

おおむね3 km 程度

② 中学校

おおむね4 km 程度

※上記の距離を超過する場合は、安全面に配慮した通学方法について検討する。

4 配慮すべき事項

今後、適正とする規模を下回る場合には、保護者や地域の方々との合意形成を図りながら学校再編等の検討を進めていくものとします。なお、検討にあたっては、地域の特性を捉えながら、子どもたち同士の学び合いを含めた多様な人間関係を育むためのよりよい教育環境を創造していくことを重視します。

Ⅲ 検討体制について

本方針において示した三芳町立小中学校の適正規模及び適正配置の基準等を踏まえながら、今後、学校の適正規模・適正配置に係る検討を深化させていくこととします。検討に際しては、三芳町学校再編等審議会を設置して、学校再編計画について諮問することとします。これにより、学校関係者や保護者、地域の方々との合意形成を図りながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めます。

また、検討経緯については、町のホームページを通じて情報発信を行い、説明会等を適宜実施していくものとします。

9 令和4年実施アンケート結果

～ 目 次 ～

1 アンケートの実施方法等について

(1)対象者について	1
(2)実施時期について	
(3)調査方法について	
(4)アンケート内容について	
(5)回答数(回答率)について	

2 アンケートの集計結果について(小学校)

・(基本情報について)	2
・設問1 学校における教育環境について	4
・設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について	6
・設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について	8
・設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について	16

3 アンケートの集計結果について(中学校)

・(基本情報について)	20
・設問1 学校における教育環境について	22
・設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について	24
・設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について	26
・設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について	34

4 アンケートの集計結果について(児童生徒)

・(基本情報について)	39
・設問1 学校のクラス数・クラスの人数について	40
・設問2 通学時間について	42

5 アンケートの集計結果について(設問5:自由記述)

45

1 アンケートの実施方法等について

(1)対象者について

ア 町内小中学校全学年児童生徒保護者	約2,450名
イ 町内在住小中学校学校運営協議会委員	約 60名
ウ 町内小中学校県費負担教職員	約 180名
エ 町内小学校3学年児童	約 280名
オ 町内小学校6学年児童	約 350名
カ 町内中学校3学年生徒	約 350名

(2)実施時期について

- ・ 調査時期 令和4年7月15日(金)～8月7日(日)

(3)調査方法について

- ・ Google Formsを活用したオンライン回答
(調査依頼・内容は紙面にて各学校を通して配付)

(4)アンケート内容について

- ア 教職員、小中学校保護者、学校運営協議会委員用
(基本情報について)
 - 設問1 学校における教育環境について
 - 設問2 学校の学級数・学級人数(適正規模)について
 - 設問3 児童生徒数・学級数の減少による影響について
 - 設問4 通学距離・通学時間(適正配置)について
 - 設問5 ご意見について(自由記述)
- イ 児童生徒用
(基本情報について)
 - 設問1 学校のクラス数・クラスの人数について
 - 設問2 通学時間について

(5)回答数(回答率)について

ア 町内小中学校全学年児童生徒保護者	1,473名(約60%)
イ 町内在住小中学校学校運営協議会委員	33名(約53%)
ウ 町内小中学校県費負担教職員	125名(約69%)
エ 町内小学校3学年児童	277名(約99%)
オ 町内小学校6学年児童	321名(約92%)
カ 町内中学校3学年生徒	302名(約86%)

2 アンケートの集計結果について(小学校)

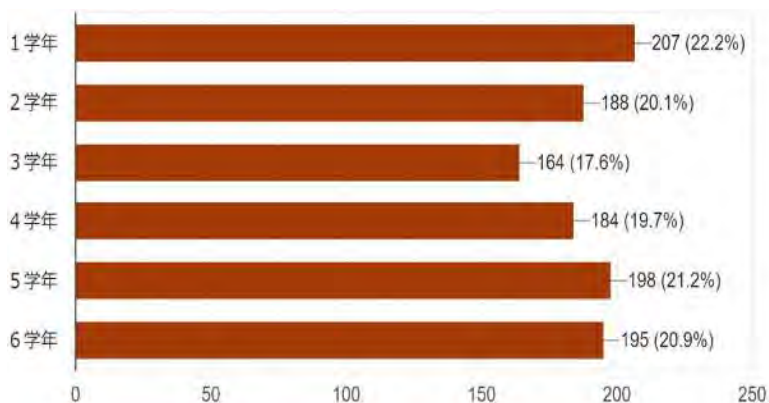
(基本情報について)

(1)保護者アンケート基本情報について

○お子さんの学年を教えてください

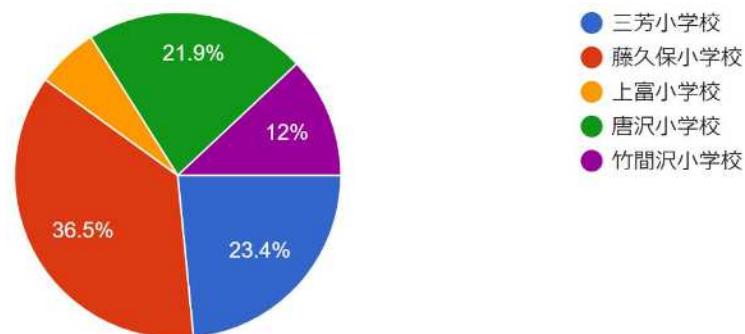
(兄弟姉妹がいる場合は複数チェックをお願いします)

学 年	人 数(人)
1 学年	207
2 学年	188
3 学年	164
4 学年	184
5 学年	198
6 学年	195
計	1,136



○お住まいの小学校区を教えてください

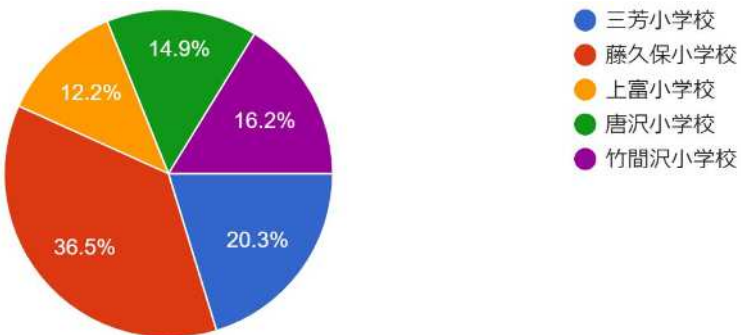
学 校	人 数(人)
三 芳 小	219
藤久保小	341
上 富 小	57
唐 沢 小	205
竹間沢小	112
計	934



(2)教職員アンケート基本情報について

○勤務している学校を教えてください

学 校	人 数(人)
三 芳 小	15
藤久保小	27
上 富 小	9
唐 沢 小	12
竹間沢小	11
計	74



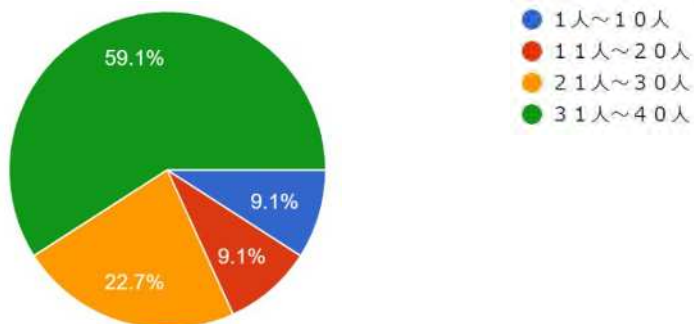
○あなたの職を教えてください

学校	人数(人)
校長・教頭・主幹教諭	13
学級担任	45
学級担任外・養護教諭 栄養教諭・事務職員	16
計	74



○通常学級を担任している方は学級の児童数を教えてください。

児童数	人数(人)
1人～10人	4
11人～20人	4
21人～30人	10
31人～40人	26
計	44



(3)学校運営協議会委員アンケート基本情報について

○該当の学校を教えてください

学校	人数(人)
三芳小	4
藤久保小	3
上富小	3
唐沢小	3
竹間沢小	7
計	20

